

鶴岡四中 「放課後活動」の細部確認事項（R5 年度）

令和 5 年 4 月

		放課後活動	
		部活動	クラブ活動（保護者会クラブ）
目的		①本校生徒の心身共に健全な生徒の育成を目指します。 ②学校（部顧問）と保護者、地域の指導者が協力して生徒を支えます。	
運営		①部顧問（校長委嘱）・保護者会・地域指導者の三者の連携と機能の分担によって運営します。 ②放課後活動に関する学校の基本方針に即して運営します。 ※各クラブの「規約」に基づいた運営（規約内容の確認と改善の継続） ③生徒や保護者の身体的・精神的負担、保護者の経済的な負担等を考慮し、公立中学校の放課後活動として適切に運営します。 ④授業や学校生活に支障を来たす活動にならないよう適切に運営します。	
加入		◎任意 ・新年度当初に登録 ・加入して活動することを奨励	◎任意
管理指導		◎部顧問及び部活動指導員	◎地域指導者・部活動指導員と保護者が指導・引率・管理にあたります。
活動時間	授業日	週 3 回（火、水、金） 17:45 まで（SB18:00 発車） ※冬季は 17:25 まで	木曜日も活動可
		※月曜日は、放課後活動停止とします。 ◎部活動に連続してクラブとして活動する場合は、 ア：合計 2 時間程度    イ：18:45 終了（19 時には下校している） を徹底して下さい。 ※特に 5 校時の日は、活動時間を守って活動して下さい。 ◎早朝・夜間の部活動、クラブ活動は禁止とします。※19 時以降の活動はしない。 ◎学校の定期テスト前に活動停止期間を設け、生徒が学習に向かう環境を整えます。	
休業日		○休業日の運動部活動は行いません。 ※ただし、休日に開催される中体連主催共催大会は、事前に校長に申請し、許可されれば部活動としての参加を認めます。	◎活動は、土、日のどちらか 1 日とする。 ◎活動時間は、1 日 3 時間程度とする。 ◎やむを得ない事情により、連続する土・日曜日に活動する場合は、顧問を通して校長に申請し許可を得て下さい。 この場合は、月曜日と原則木曜日を活動休止日とします。 また、3 連休の場合は、最後の日（授業日の前日）を活動休止日とします。3 連休最後の日を休止日とできない場合は、最低 1 日は休みとします。 ※大会の直前であっても、3 連休の 3 日連続活動は行わない。 丸 4 連休以上の場合は、その都度学校で判断する。 ◎保護者会クラブ活動には部顧問はつきません。

	<p style="text-align: center;">… やむを得ない事情 …</p> <p>【運動部関係】</p> <p>①中体連主催大会（地区総体、新人、県大会以上）の3週間前  ※ただし、3週間の土・日で1回は活動休止日を設ける。</p> <p>②上記中体連主催大会のシードに関わる大会の2週間前</p> <p>③地区予選を経て出場する上位大会の1週間前</p> <p><b>※ただし中体連主催大会の2週間前からの練習試合に限り、部活動として教員も引率・指導することができる。</b></p> <p>【文化部関係】</p> <p>全国大会につながる地区予選及び県大会以上の3週間前</p> <p>上記以外で、校長が「やむを得ない事情」と判断した場合</p>	
長期休業	<p>◎週4日以内、1日3時間程度とする。</p> <p>◎原則として、<u>土日の活動は行わない。</u></p> <p>◎長期休業中の閉庁日は活動しない。ある程度、長期の休養期間を設ける。</p>	
大会参加	<p>◎以下の大会は、顧問が監督を務め、部員の指導・管理にあたることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中体連、中文連主催共催の大会</li> </ul> <p>◎上記以外の大会は、参加の有無など顧問と保護者会が協議の上対応します。</p>	
練習試合 強化練習会	<p>◎中体連主催の強化練習会は、参加の有無など顧問と保護者会が協議の上対応します。</p> <p>◎上記以外の県内における任意の練習試合、強化練習会は、<b>保護者会クラブ活動として参加してください。</b></p> <p>※他の保護者の自家用車に同乗しての移動は認められません。</p> <p>※原則、庄内地区以外への移動については自家用車での移動はしません。借り上げバス（運転手付き）や公共交通機関で移動してください。ただし、片道100km以内の移動については、管理職に相談してください。</p>	
遠征合宿	<p>◎「遠征」とは、県外での練習試合、正式な予選会を経ない任意の大会に参加することをいいます。参加については、顧問と保護者会が協議の上、<b>保護者会クラブとして</b>対応します。</p>	
保険	◎日本スポーツ振興センター（本校生徒は全員加入）	◎必ず任意保険に加入してください。（スポーツ安全保険等）